

石川県観光クーポン<Q&A・よくある質問>宿泊施設・旅行会社用

令和3年6月30日時点版から令和3年7月30日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分を参照ください。
令和3年7月30日時点

No.	質問	回答
1	石川県観光クーポンとはどういうものか	県内の取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)で利用できるクーポンで、「県民向け県内旅行応援事業」を利用して石川県内を旅行する県民に対して、特典として配布するものです。
2	石川県観光クーポンは紙のクーポンだけなのか?	紙のクーポンのみです。
3	石川県観光クーポンの券種にはどのようなものがあるか。複数枚の利用は可能か。	1000円券の1種類です。複数枚の利用は可能です。
4	石川県観光クーポンの利用期間は。	旅行開始日から令和4年1月1日(土)までです。
5	旅行終了後も石川県観光クーポンを利用することができるのか。	令和4年1月1日(土)まで利用できます。
6	石川県観光クーポンはどこで利用できるのか。	石川県観光クーポン加盟店(取扱店)として登録されている、石川県内の土産物店や飲食店、交通事業者などで利用できます。 なお、加盟店の情報は公式ホームページで検索できます。 https://ishikawa-kanko-coupon.com/
7	石川県観光クーポンを利用する前に、半券を切り取ってしまったが、そのまま利用できるのか	半券が切り取られた石川県観光クーポンは無効となります。利用前に半券を切り離すことのないよう、クーポンの保管にはくれぐれもご注意ください。
8	石川県観光クーポンを利用する前に、クーポンを汚損してしまったが、そのまま利用できるのか	クーポン裏面の2箇所に記載されているクーポン番号が確認できるものであり、券面の面積が5分の4以上残存しているものであれば、利用できます。
9	石川県観光クーポンは誰が発行するのか	石川県が発行します。
10	石川県観光クーポン給付枚数の計算方法は	旅行代金総額を泊数、参加人数で割り、1人あたり1泊あたりの旅行代金を算出し、クーポンの給付額を算出します。 (日帰り旅行の場合は、旅行代金総額を参加人数で割り、1人あたりの旅行代金を算出し、クーポンの給付額を算出します。) 宿泊旅行1人1泊あたり・日帰り旅行1人1回あたり 旅行代金 税込 6,000円以上 ⇨ クーポン1枚 旅行代金 税込 10,000円以上 ⇨ クーポン2枚 【算出例】 大人2名と子供1名、幼児1名計4名が2連泊した宿泊旅行代金の総額が96,000円(税込)の場合 1人1泊あたりの旅行代金は、 96,000円÷4名÷2泊=12,000円となり、 クーポンは1人1泊あたり2枚×2泊×4名=16枚の配布となります。
11	1人あたり旅行代金が3千円未満の場合、石川県観光クーポンは発行されるのか	発行されません
12	いつの旅行から石川県観光クーポンが発行されるのか	「県民向け県内旅行応援事業」の旅行割引を利用して、令和3年7月1日(木)から令和3年12月31日(金)に出発する旅行を対象に発行します。(宿泊旅行の場合、令和4年1月1日にチェックアウトするものまで)
13	7/1より前に7/1以降の旅行を申し込んだが、石川県観光クーポン発行の対象になるのか	対象となりません
14	旅行開始日が12/31までの旅行を11/1以降に申し込んだが、石川県観光クーポンは発行されるのか。	石川県観光クーポン発行の前提となる「県民向け県内旅行応援事業」の旅行割引の予約申込期間が 12月31日まで ですので、 2022年1月1日以降 に予約申込をした旅行はクーポンの配付対象となりません。
15	使用しなかった石川県観光クーポンは払い戻しできるのか	払い戻しできません。

16	石川県観光クーポンを紛失したが、再発行はできるのか	再発行は出来ません。
17	旅行をキャンセルされたが、すでに配布している石川県観光クーポンをどうしたらよいか。	キャンセルした旅行者から、必ずクーポンを回収してください。返却されない場合は、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があることを旅行者に告知してください。宿泊施設へ連泊したお客様が、連泊途中で宿泊キャンセルした際も同様に、必ずクーポン回収して下さい。クーポンが既に利用された場合は、旅行者から現金で返金をしてもらってください。その際、誤って利用したクーポン番号を事務局へお知らせいただき、旅行者からのクーポン利用返金分は事務局への返金処理が必要となります。※詳細は事務局へお問い合わせください。
18	石川県観光クーポンの利用可能時期については、クーポン券に印字されるのか	旅行者や宿泊施設において旅行者に石川県観光クーポンを発行する際に、有効期間をスタンプ等により記入していただく必要があります。このために必要となる日付印等については、各旅行者や宿泊施設にてご用意ください。※旅行者へ観光クーポンをお渡し時、必ず有効期間を記入してください。
19	石川県観光クーポンを第三者へ譲渡、販売、物品への交換などできるか。	できません。
20	宿泊施設において宿泊料金の支払いに石川県観光クーポンを利用できるか。	利用できません。 ただし、石川県観光クーポン加盟店(取扱店)の登録をしている宿泊施設であれば、宿泊代金以外の飲料や館内利用料、売店等での支払いに充てることができません。
21	旅行者において、旅行行程に県外を含む旅行商品等の代金への支払いに石川県観光クーポンを利用できるか。	利用できません。
22	宿泊施設内に飲食店や土産物店がある場合、石川県観光クーポン取扱店舗として登録できるか	できます。 宿泊施設として参加事業者登録をしていた場合でも、旅行者からのクーポンの受け取りとクーポンの換金請求には、別途石川県観光クーポン加盟店(取扱店)としての登録が必要となります。 ただし、宿泊代金の支払を石川県観光クーポンで行うことはできません。
23	GoToトラベル事業の地域共通クーポン取扱店として登録していれば、石川県観光クーポンの取扱いは出来るか	出来ません。 石川県観光クーポン加盟店(取扱店)として、改めて登録してください。
24	複数店舗を有する事業者だが、石川県観光クーポン取扱店舗の登録は店舗ごとに行うのか。	法人(事業者)単位で申請してください。その際、登録を希望するすべての店舗に関する情報(店舗名、住所、連絡先、担当者名など)をまとめてご報告いただきます。石川県観光クーポンの精算(換金請求)についても、事業者単位で行っていただきます。
25	複数の業種・業態にまたがるが、どの業種の感染症対策ガイドラインを遵守すればよいか	複数の業種にまたがる場合には、対応するすべての業種別の感染症対策ガイドラインを遵守してください。 また「石川県新型コロナ対策取組宣言」への取組みと「いしかわ新型コロナ対策認証」の取得が必要です。(旅行会社は「いしかわ新型コロナ対策認証」の対象ではありません)
26	業種別のガイドラインが定められていないが、感染症対策として何を行えばよいか	宿泊施設の場合は「石川県新型コロナ対策取組宣言」への取組みと「いしかわ新型コロナ対策認証」の取得が必要です。 旅行会社の場合は「石川県新型コロナ対策取組宣言」への取組みが必要です。
27	業界団体に所属していない為、業種別のガイドラインがどのようなものかわからない。どこで入手できるか。	政府の新型コロナウイルス感染症対策のホームページに、業種別のガイドラインが掲載されています。 https://corona.go.jp/
28	宿泊施設において、「石川県新型コロナ対策取組宣言」は行っているが「いしかわ新型コロナ対策認証」を取得していない場合、加盟店(取扱店)登録はできるか。	出来ません。必ず「いしかわ新型コロナ対策認証」を取得してください。
29	「いしかわ新型コロナ対策認証」を取り消された場合、加盟店(取扱店)の登録も取り消されるのか。	取り消します。なお、登録が取り消された場合、以後、石川県観光クーポンの取扱は出来ません。

30	「いしかわ新型コロナ対策認証」が参加の要件とのことだが、認証書の提出は必要か。	必要ありません。 認証の状況については、事務局において「いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局」に確認し、加盟店の登録作業を進めます。
31	「石川県新型コロナ対策取組宣言」が参加の要件とのことだが、宣言書の提出は必要か	必要ありません。 宣言の状況については、事務局において「新型コロナ対策取組宣言デスク」に確認し、加盟店の登録作業を進めます。
32	旅行者などや宿泊施設は、旅行者に引き渡した石川県観光クーポンの券番を管理する必要があるか。	券番は必ず管理してください。 旅行予約ごとにお渡しした券番等を、配布記録として作成・保管していただきます。詳細については、お送りするマニュアルをご参照ください。
33	クーポンはあらかじめ一定の数量をいただけるか。	予め一定数のクーポンをお渡しします。 なお、不足が見込まれクーポン追加を希望される場合は、事務局までメールで連絡してください。(メールアドレスは旅行会社・宿泊施設用マニュアル7ページ掲載。受付時間は平日の12:00まで)受付当日にクーポンを発送する予定です。クーポン枚数の指定および、配送の時間指定はできかねますのでご了承ください。
34	旅行者や宿泊施設が石川県観光クーポンを旅行者に渡すときに、そのクーポンの使用先を自らが提携している事業者に限定できるか。	できません。
35	修学旅行その他の教育旅行についても石川県観光クーポンを配布するの	配布します。
36	石川県観光クーポン・実績内訳シートはいつ利用しますか？	毎月5日までに事務局までメールで報告してください。(旅行会社・宿泊施設用マニュアル7ページ参照) ※7月に配布したクーポン番号を実績内訳シートへ入力し、8月5日までに事務局へメールで報告してください。
37	(NO.36関連)実績内訳シートを既に事務局へ提出後に、旅行者の取消が判明した場合はどうしたらいいか？	実績内訳シートに記録した旅行者情報は削除しないでください。変更・取消欄がありますので、選択ボタンで取消を選択してください。色がグレーに反転します。そのあと、取消日を入力し、再度事務局へメールで報告してください。
38	(NO.36関連)実績内訳シートを既に事務局へ提出後に、旅行者の出発日等の変更が判明した場合はどうしたらいいか？	実績内訳シートに記録した旅行者情報は削除しないでください。変更・取消欄がありますので、選択ボタンで変更を選択してください。そのあと、変更後の実績内容を上書き入力、合わせて[変更・取消日欄]に日付を入力し、再度事務局へメールで報告してください。
39	(NO.36関連)実績内訳シート中の施設コードはどこで確認できますか？	施設コードは事務局へメールでお問い合わせください。今後、ホームページへ掲載予定です。
40	観光クーポン受領書にあるNO.(右上段)はどの番号を記入すればよいか？	実績内訳シート中の(対象となる旅行者の)管理NO.を記入してください。 ※受領書は事業終了まで各事業者様で保管してください。
41	観光クーポンの有効期間を間違えて記入しました、どのように処理すればよろしいでしょうか？	記入間違いの観光クーポンはご利用できません。汚損・誤記入したクーポンとして無効処理をしますので事務局へ連絡した上で、月末にまとめて事務局までクーポンを返送してください。その際の送料は旅行会社・宿泊施設負担でお願いします。(旅行会社・宿泊施設用マニュアル7ページ参照)
42	クーポン残数記入票の販売店IDとは何ですか？	施設コード＝販売店IDとなります。
43	寺社仏閣などの拝観料、お守り代、宝物館入館料などは、石川県観光クーポンを利用できるか	寄附に当たるものは利用できません。寄附にあたるか否かは、それぞれの寺社仏閣で判断してください。
44	新型コロナウイルスの感染拡大により、県民割事業が停止されましたが、石川県観光クーポンの取り扱いはどうすればよいか？	県民割が適用されなくなった旅行にはクーポンも付与できません。 既にクーポンをお渡し済みの場合は、旅行者からクーポンを回収し、事務局までクーポンを返送してください。 なお、クーポンが返却されない場合は、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性がありますのでご注意ください。